

巻頭言●

1000億円の憐憫、あるいは「地方」の消滅

(株)東京自治研究センター理事

（財）地方自治総合研究所研究員

菅原敏夫

「三位一体」の改革が一段落し、それを受けた06年度自治体予算も執行の段階に近づきつつある。「三位一体」の改革の結果、自治体の現場にどのようなことが起こりつつあるのか検証しなければならない時期が近づいている。その時に二つの視点が必要だと思われる。「三位一体」という視点と、都道府県・市町村関係という二つの視点である。

ここに来て、「三位一体」が文字通り「三位一体」として「効果」を上げるようになってきた。これまで、国庫補助負担金の削減とそれにとまなう税源移譲に焦点が当たってきた。補助金削減と税源移譲の分権の二人の主役に対して、交付税改革は脇役。

しかし、06年度は補助金削減と税源移譲が決着し、その結果として交付税も削減されるという循環が定着した。

第二の視点。税源移譲はどのようになされるのだろうか。総務省が公表した表はこうだ。

道府県民税及び市町村民税の税率割合（案）総務省05年12月22日公表

	都道府県	市町村	合計
移譲前税収	2兆5100億円	6兆2100億円	8兆7200億円
移譲後税収	4兆6900億円	7兆400億円	11兆7300億円
国庫補助負担金改革額（A）	2兆2800億円	7300億円	3兆100億円
税源移譲額（B）	2兆1800億円	8300億円	3兆100億円
(B) - (A)	△1000億円	1000億円	0円

つまり、補助金削減額（A）は都道府県2兆2800億円、市町村7300億円（計3兆100億円）である。ところが今度設定される税源移譲額（B）は都道府県2兆1800億円、市町村8300億円（計3兆100億円）で、市町村が1000億円得をしているという表なのだ。この1000億円こそは市町村中心主義、市町村重視の現れと主張したいのだろう。

しかし現実とは異なる。それは表の前の部分、住民税の都道府県・市町村の配分割合のところにも現れている。これまで、住民税とはかなりの部分市町村税の性格を持っていた。徴収も市町村である。それを県に分けてあげる。中心税率の10%のところで見るとその配分割合は、市町村8%、道府県2%であった。今度それは、（税率を10%一本にして）市町村6%、道府県4%に変化する。住民税は道府県民税の性格を強める。もちろん徴収は相変わらず市町村である。

1000億円はいわば憐憫である。補助金の削減がなかった代わりに税源移譲もなし、都道府県は国庫補助負担金の削減に便乗して、市町村への県支出金も削減してしまった。都道府県は権限も拡大し、税源も拡大する。企業収益を拡大する構造改革は都道府県に追い風である（市町村には固定資産税の減少のおまけ）。市町村にとっては何の得もない「三位一体」の改革を哀れに思った総務省は、市町村に1000億円のプレゼントを贈った。なんと美しい話ではないか。市町村はとうとう哀れみの対象となったのだ。

（これまでより強化された）都道府県を改革するという道州制の議論がうつろに聞こえる。地方分権の第二段階のテーマは、都道府県・市町村関係をどうつけるかというテーマであるべきだ。都道府県・市町村を一つに括った「地方」分権というのはもう正確な表現ではない。